

各項目と市民・行政・議会との関係整理表

対象	市民	行政	議会
主体	市民	行政	議会
市民	4. 市民の権利、責務 ③市民の責務 ・市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わる。市政に対して関心を持ち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努める。	4. 市民の権利、責務 ①情報を知る権利 ・市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利がある。	4. 市民の権利、責務 ①情報を知る権利 ・市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利がある。
	1 1. 市民自治協議会の設立要件 ・会員は、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。	②市政へ参画する権利 ・行政が政策や施策を立案する意思形成の段階や、実施しようとする段階、さらにそれららを評価する段階等、これらの過程で、市民の意向を聞いたり、市民が実際に参画することが保障される。	③市民の責務 ・市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わる。市政に対して関心を持ち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努める。
	1 2. 市民自治協議会の役割など ④市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。	③市民の責務 ・市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わる。市政に対して関心を持ち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努める。	③市民の責務 ・市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わる。市政に対して関心を持ち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努める。
		1 2. 市民自治協議会の役割など ①市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に答申することができる。 ④市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。	1 2. 市民自治協議会の役割など ①市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に答申することができる。 ④市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。
	1 5. 情報公開のあり方、情報共有について (1) 情報取得の権利 ①市民は、市政に関する情報の提供を要求し取得する権利があること	1 5. 情報公開のあり方、情報共有について (1) 情報取得の権利 ①市民は、市政に関する情報の提供を要求し取得する権利があること	1 2. 市民自治協議会の役割など ④市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。
行政	5. 市長の責務 ②市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めなければならない。 ③市長は、市民の主體的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを進めなければならない。	5. 市長の責務 ①市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営をしなければならない。	
	6. 職員の責務 ③職員は、自らも地域の一人であることを認識し、市民と協働してまちづくりに取り組まなければならない。	6. 職員の責務 ①職員は、市全体の奉仕者であることを認識し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 ②職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。	
	1 2. 市民自治協議会の役割など ②市長は、市民自治協議会の答申を尊重するよう努めなければならない。	1 4. 行政運営の方針 (1) 行政組織について ①市は、社会情勢の変化に迅速に対応できる組織にすること ②市は、市民に分かりやすく簡素で機能的かつ効率的な行政組織を整備すること (2) 職員について ①市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与えるよう努める	
	1 3. 市民自治協議会への支援 ①市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。	(4) 行政評価について ①市は、総合計画の重要な事業について評価を実施すること ③市は、評価の結果を政策及び事業に反映すること (5) 外部監査について ①市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保すること ②市は、外部監査人による特定の事業等に関する監査を実施すること	
	1 4. 行政運営の方針 (3) 苦情等について ①市は、市民から苦情等があったときは、事実関係等を調査し、回答すること (4) 行政評価について ②市は、評価の結果を分かりやすく市民に公表すること	1 5. 情報公開のあり方、情報共有について (2) 意思決定過程の情報共有 ①市は、市民に市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めること ②市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開すること	
1 5. 情報公開のあり方、情報共有について (2) 意思決定過程の情報共有 ①市は、市民に市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めること ②市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開すること	1 5. 情報公開のあり方、情報共有について (3) 情報の収集及び管理 ①市は、まちづくりに必要な情報の収集に努めること ②市は、その収集した情報を適正に管理すること (4) 個人情報の保護 ①市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう努めること		
議会	8. 議会活動の説明責任及び情報の公開・提供 ①議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 ②議会は、公開とし、市民に開かれた場としなければならない。	7. 議会の基本的な役割 ①議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視しなければならない。	7. 議会の基本的な役割 ②議会は、議員が立法の活動を行えるよう、自主的な組織体制の整備に努めなければならない
	9. 議員の責務 ②議員は、議会活動や市政に関する状況等について、市民に説明するよう努めなければならない。		9. 議員の責務（第8回分科会） ①議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。